4　公債費
5　維持補修費
6　投資的経費
7　給与の臨時特例対応分
8　公営企業繰出金
9　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

第二　東日本大震災分

（復旧・復興事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　震災復興特別交付税
2　国庫支出金
3　地方債
4　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　投資的経費
5　公営企業繰出金
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

（全国防災事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　一般財源充当分
3　国庫支出金
4　地方債
5　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　公債費
2　投資的経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

策　　定　　方　　針

平成25年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成25年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　通常収支分

⑴　地方税制については、平成25年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じることとしている。

⑵　地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

①　財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

②　これに基づき、平成25年度の財源不足見込額13兆2,808億円については、次により補塡する。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により５兆4,176億円（うち地方交付税法附則第４条の２第２項の加算額2,150億円、同条第３項の加算額5,581億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項⑵に定める平成25年度における「乖離是正分加算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額9,900億円及び臨時財政対策特例加算額３兆6,045億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金2,000億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金6,500億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ．地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を６兆2,132億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を8,000億円増発する。

③　上記の結果、平成25年度の地方交付税については、17兆624億円（前年度比3,921億円、2.2％減）を確保する。

④　交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第４条第１項に基づき、1,000億円の償還を実施する。

⑤　なお、平成４年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等172億円については、法律の定めるところにより平成31年度以降の地方交付税の総額に加算する。

⑶　地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13兆3,708億円（普通会計分11兆1,517億円、公営企業会計等分２兆2,191億円）とする。

⑷　地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

①　「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年１月24日閣議決定）において、「平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年７月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。